

議案第18号

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区役所総合庁舎に設置している証明書自動交付機を多機能端末機及び証明書簡易発行端末機に入れ替えることに伴い、多機能端末機の設置者に区を追加するほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「区」を「葛飾区（以下「区」という。）」に改め、「写し」の次に「（法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）」を、「印鑑登録証明書」の次に「（葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）第17条の規定により葛飾区長（以下「区長」という。）が証明するものをいう。以下同じ。）」を加え、「民間事業者」を「区又は民間事業者」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条及び第4条第3項中「証明書自動交付機及び」を削る。

付 則

この条例は、平成27年7月21日から施行する。